

生ごみ処理機やコンポストの購入を補助します！

家庭から出る生ごみを減らすことで、ごみの減量化に努めましょう！

一般家庭から出るごみのうち、調理くずや食べ残しなどの生ごみは、重量比で約27%を占めています。調理の工夫などで生ごみを減らすことはもちろんですが、発生した生ごみを肥料に変えることで、ごみの減量化につながります。作った肥料は、家庭菜園や花壇などで使いましょう！



生ごみ処理機とコンポストってなに？

● 生ごみ処理機(電源を必要とするもの)

生ごみを乾燥させるタイプが主流で、乾燥したあとの生ごみは肥料として利用できます。電動で攪拌する機能がついたコンポストタイプもあります。

生ごみディスポーザー(排水溝などに取り付けるタイプの処理機)は補助対象外です。



● コンポスト

微生物の働きによって、生ごみを堆肥にします。生ごみを入れてから定期的にかき混ぜたりする必要があり、堆肥になるまで3か月以上を要します。動力を使わないため、一番環境にやさしいですが、管理が悪いと虫や悪臭が発生することがあります。

コンポスト容器には、大きく分けると、次の2タイプがあります。

① 土に埋めて使うタイプ

- 大きいので、生ごみ以外に落ち葉なども入れられる。
- × 設置するためには、畑や庭など地面が土で広い場所が必要。



② ダンボールや不織布、プラスチックの容器に腐葉土などの基材を入れて使うタイプ

- マンションなど、土の土地がないところでも使える
 - × 小さいので、処理できる生ごみの量は少ない。
- 容器の材質によっては、雨のあたらないところに設置する必要がある。



補助金の申請方法は裏面をチェック！

問合せ： 島本町都市創造部環境課 TEL962-2863

申請書はこちらから DL →

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/17/24017.html>



申請手続きの流れ

1. 自分にあった生ごみ処理機等を選ぶ！

- ・置き場所やごみの量を考えて、使い続けられるものを選びましょう！
 - ・電動式生ごみ処理機(ディスポーザー対象外) 一世帯1基まで
 - ・コンポスト容器 一世帯2基まで
- 補助額は本体購入費の1/2、上限 20,000 円(100 円未満切捨て)です

2. 購入して領収書をもらう！

- ・送料は補助対象外です。
- ・電動式生ごみ処理機は本体金額のみ補助対象です。消耗品セットは対象外です。
- ・コンポスト容器は、基材がセットになった商品も補助対象です。
ただし、別途購入した基材は対象になりません。
例： 電動式生ごみ処理機本体と交換用フィルター等がセットになった商品 ⇒ × 補助対象外
コンポスト容器と基材がセットになった商品 ⇒ ○ 補助対象
コンポスト容器と基材をそれぞれ購入 ⇒ △ コンポスト容器のみ補助対象
- ・領収書には、申請者名(フルネーム)、機種名、本体価格、購入日、販売店の記載が必要です。

3. 申請書と添付書類を町に提出する！

【提出書類】

- ① 申請書
- ② 領収書の写し、(電動生ごみ処理機の場合)保証書の写し
- ③ 申請者の本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、運転免許証など申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関発行のもの)

- ・購入後、3か月以内に役場環境課(Tel962-2863)まで申請してください。
- ・補助は先着順です。予算がなくなり次第終了します。

4. 交付決定通知が届く！

- ・補助金交付決定または不交付決定の通知が届きます。

5. 請求書を提出する！

- ・補助金交付決定通知に同封された請求書に、振込先を記載して提出してください。
振込先の名称と申請者は同一である必要があります。

6. 町から補助金が振り込まれます！

- ・5年度間は新規申請ができません。6年目以降に容器等を買替える場合は、再び補助を受けられます。
例： R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13
(補助)------(申請不可)-----> (新規申請可能)

7. アンケートにご協力ください

- ・生ごみ処理機を使ってみた感想など、後日アンケートを送付することがありますので、ご協力ください。